

派遣法第 23 条第 5 項に基づく弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報

2024 年 6 月 30 日現在

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後に派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第 23 条第 5 項)

下記に当社における情報提供項目を公開いたします。

「2023 年度」対象期間: 2023 年 7 月 1 日～2024 年 6 月 30 日

①	派遣労働者の数	0 人 (1 日平均)
②	派遣先の数	0 件 (年度の実績)
③	マージン率	0 % ( (④-⑤) ÷ ④ 小数点 1 位未満四捨五入)
④	労働者派遣に関する料金の平均額	0 円 (1 日 8 時間当り換算)
⑤	派遣労働者の賃金の平均額	0 円 (1 日 8 時間当り換算)
⑥	教育訓練に関する事項	・中堅社員研修 ・リーダー研修 ・技術研修 ・安全衛生教育 ・情報教育
⑦	その他	マージン率には以下が含まれます。 ・社会保険料 ・福利厚生費 ・教育研修費 ・会社運営費 ・営業利益
⑧	労使協定終結の有無	・ 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
⑨	キャリアコンサルティング 連絡窓口	・ TEL 079-246-2018 (総務課)